



さとう こうき さん/平成8年4月生まれ、津別消防署勤務

# 青春

くろーずあつぷ

津別消防署に勤めて2年目を迎える佐藤洸希さん。昨年4月の採用から北海道消防学校における教育・訓練及び津別病院での実地研修を経て、10月に正式配属となり、地域住民の安全のために奮闘しています。

日高管内新冠町生まれの佐藤さんは、静内高校から北海道ハイテクノロジー専門学校救急救命士学科に進学し、救急救命士の資格を取得しました。「高校生のときに、人の役に立つ仕事に就きたいと思ったことが、消防署員を目

指した理由です」と、その志望動機を話します。

消防学校では、厳しい実地訓練などもありましたが、全道から集まった同期の仲間との寮生活は楽しかったそう。

佐藤さんは小・中学校でサッカー、高校と専門学校では陸上部で活躍したスポーツマン。陸上は主に400メートルと800メートルの短・中距離走に取り組み、高校時代には800メートル走種目で全道大会への出場を果たしたこともあるそうです。

# 温故知新

## 【492】長年にわたって 食品店を切り盛り

柳瀬 保子 さん



やなせ やすこさん/昭和8年6月、大空町女満別生まれ/85歳/東2条在住

「ほけないように、今も1日何時間かは店に出ています」と笑う柳瀬保子さん。柳瀬商店を長く切り盛りし、息子さんが店を継いでからも、グリーンマート（有限会社柳瀬食品店）のレジに立つなど、元気に店を盛り立てています。

保子さんは、6人兄弟の長女として女満別町（現・大空町）の農家に生まれました。地元尋常小学校に通いながら、登校前や下校後には家業の畑仕事を手伝う働き者で、兄弟が力を合わせて両親を助けていました。

昭和30年に縁あつて津別町の柳瀬栄泰さんと結婚。栄泰さんはお兄さんと共に東2条で雑穀販売業と食品店を営んでおり、結婚後はご主人が雑穀の買い付けなどで近郊の農家を回り、保子さんが店を守りました。「今と違い、丸玉さんの工場が目前にあつたので、工員の人もたくさん買い物に来てくれました」と、当時の街の賑わいを振り返ります。

当初は従業員と二人だけで営業しており、早朝に自ら車を運転して網走や美幌まで魚介や生鮮品の仕入れに走り、日曜日も休まず朝6時から夜の8時まで店を開けるなど、目の回るような忙しさでした。そのかいあって、従業員も増え、店の規模も徐々に大きくなりました。

そんな頑張り屋の保子さんは、パソコンが普及し始めると60歳を過ぎてから北見のパソコン教室に通って操作をマスターします。店の経営にも活用するなど、いち早く新しいものを導入し、仕事にも役立てました。

「使わないとすぐ忘れるから」と、今でも時折パソコンの電源を入れてインターネットなどを楽しんでいるそうです。

## 軽減税率対策補助金が用意されています

今年の10月1日に予定されている消費税率引上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要になります。こうした事業者を支援するため、国において軽減税率に対応するためのレジや受発注システム、請求書の発行を行うシステムの改修・導入に対する補助金が用意されています。

レジの導入・改修支払い完了は2019年9月30日まで、受発注システムの交付申請は2019年6月28日までとなっておりますので、早めの対応をお願いします。

問い合わせ先  
中小企業庁軽減税率対策補助金事務局  
☎ 0120 - 398 - 111  
ホームページ <http://kzt-hojo.jp/>

**野菜を食べよう！ 1日350g**

1日に350gの野菜を食べようという目標は、なかなか達成できないのが現状です。1日3食の食事を取るなら、1食当たり120gを食べたら目標達成です。

1食で1汁3菜を意識して、主食、汁もの、主菜と副菜2品をそろえましょう。

ちなみに、100gの野菜のめやすは

- ・大根…3センチ程度
- ・トマト…小さめ1個
- ・人参…10センチ程度
- ・ほうれん草…半束
- ・胡瓜…1本
- ・なす…大1個
- ・ピーマン…4個
- ・白菜…小さめ1枚

それぞれの野菜を組み合わせ、350gをめざしましょう！

**野菜を食べよう、1日350g！**

クイズ野菜を知らう：今月は、緑黄色野菜とその他の野菜についてです。緑黄色野菜の基準は、食べる部分の100g当たりカロテン量が600マイクログラム以上の野菜です。また、600マイクログラム以下でも他の栄養素が多いトマト、ピーマン、グリーンアスパラも緑黄色野菜に分類されています。では、なすや胡瓜は緑黄色野菜？ その他の野菜？ ※答えは10ページの下にあります。

## 確定申告が間違っていたときには

確定申告の内容で誤りがあつた場合、それを訂正する手続きをします。

【税額を多く申告していたとき】  
『更正の請求』をして、正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、所得税確定申告提出期限から5年以内です。

【税額を少なく申告していたとき】  
『修正申告』をして正しい税額に修正することになります。修正申告によつて新たに納める税額には、過少申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。また税務署の調査を受けたあとで修正申告をしたり、税務署から税額の更正を受けた場合には、自主的に修正申告をした場合に比べ高い加算税率を適用されることがあります。

【確定申告を忘れていたとき】  
確定申告を忘れていたときは直ちに申告をして下さい。確定申告期限後の申告には、無申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。

【確定申告の必要がなくても】  
年収入（400万円以下）のみの方は、確定申告の義務はありませんが、住民税申告をした方がいい場合があります。また無収入の方でも住民税申告をしない場合、国民健康保険税等が高くなるケースもあります。申告が必要かわからない場合は、お気軽に税務担当までご相談ください。